

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
に当たるとき
はその翌日)

目 次

◇ 告 示 青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)

土地改良区の役員就任(農村整備課)

土地改良区の役員就退任(〃)

土地改良区の定款の変更の認可(〃)

土地改良事業の工事の完了(〃)

保安林の指定の解除予定(二件)(造林課)

共同漁業権の変更の免許(水産課)

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)

開発行為に関する工事の完了(〃)

都市計画事業の認可(〃)

◇ 告 告 クリーニング師試験の実施(衛生課)

土地収用法による収用の裁決手続の開始の決定(収用委員(会))

告 示

鳥取県告示第七百六十六号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年九月二十二日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

指定 番号	種 別	図 書		発 行 記号等	類 別
		題 号	類 別		
2757	雑誌その他 の刊行物	性器露出 女性観賞会	HJ-E B	トリス出版	表示された発 行所名
2758	〃	挑発の唇 夏の日の恋	HH-C H	トリス出版	
2759	〃	ミラクルOMANX ニューGreen	NC-H G	トリス出版	
2760	〃	少女白書	SH-C G	角コスマゼザイ	
2761	〃	愛に揺られて	HH-C H	Do企画	
2762	〃	くちびる誘惑 赤いくちびる	HJ-E A	Do企画	

2763	"	スプーンVol. 8	S P H—G	Do企画
2764	"	S M仮面舞踏会	H J—E 1	Do企画
2765	"	Peachgal	H H—ウ 8	Do企画
2766	"	股肱れ娘 微笑みの季節	H H—ウ G	Do企画
2767	"	ミス夕子18歳生汁乱射 感・じ・てスナンスヲ狂い!!	H H—ウ J	Do企画
2768	"	MESSAAGE 少女の性器	M E—10 —G	Do企画
2769	"	浪漫酒時代 恥穴激闘り	Z D—10 —G	Do企画
2770	"	「写真探偵団」3月号増刊 MEDIAPRESS	雑誌コ 1 1 4—3 1 2—4	三和出版株式 社
2771	"	シネマロード 6月号	雑誌0 4 3 5 5— 6	株式会社サン 出版
2772	"	美少女CLUB 10月号	雑誌0 7 6 3 5— 10	株式会社サン 出版
2773	"	月刊ビデオオラジマ 10月号	雑誌コ 1 1 3 3 7 9—10	株式会社浪速 書房
2774	"	月刊ザ・ベスト MAGAZINE 10月号	雑誌コ 1 1 4 0 0 3—10	KKベストセ ラーズ
2775	"	アップル通信 10月号	雑誌0 1 5 5 9— 10	三和出版株式 社
2776	"	テクニクソノボーイB組10月5日増刊	雑誌1 7 6 6 6— 10	考友社出版株式 社
2777	"	さくらんぼ通信 10・10増刊号 セミナー版体験通信	雑誌1 4 0 1 4— 10	ミノオン出版
2778	"	漫画ダイナマイト 9月号増刊 漫画エンジェル	雑誌コ 1 0—9 8 0—9	長巳出版株式 社

2779	"	漫画オラジマ 10月号	雑誌コ 1 0 7 8 1 3—10	株式会社蒼竜社
2780	"	漫画エロトラゾ 10月号	雑誌1 8 3 2 3— 10	株式会社蒼竜社
2781	"	漫画スカット 10月号	雑誌0 8 3 8 9— 10	みのり書房
2782	"	劇画野郎 10月号	雑誌0 3 3 9 3— 10	ミノオン出版株 式会社

鳥取県告示第七百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり光徳土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年九月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の名及び住所

理事 日 田 由 明 西伯郡名和町大字東坪八八六

昭和六十二年八月三十一日就任 任期昭和六十四年七月十三日まで

鳥取県告示第七百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり小田南部土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年九月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	太田 政 美	岩美郡岩美町大字延興寺一〇四
"	瀧山 幸 栄	大字小田一六八―二
"	亀井 晴 美	大字黒谷二九―三
"	中土井 幸太郎	大字延興寺一二五
"	瀧山 昌 男	大字小田一八八
"	瀧山 敏 春	一八七
"	高淵 稔	一九九
"	丸山 隆 司	大字外邑六一
"	米山 登	二八一
"	米山 薫	七八
"	西澤 照 久	大字延興寺五―五
"	田中 吉 久	大字池谷三〇〇―一
"	井口 忠 忠	二九八
"	田中 重 徳	六三
"	亀井 敬 敬	大字黒谷五八―六
"	岡野 治 夫	九七
"	飯野 隆	一〇三
"	神谷 義 晴	大字院内二四三
"	神谷 彰	二三五
"	山本 勝 美	二六一

監事 上山 英 行 大字長郷一四九

羽津川 省 吾 大字池谷二一二

昭和六十二年八月二十二日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	太田 政 美	岩美郡岩美町大字延興寺一〇四
"	瀧山 幸 栄	大字小田一六八―二
"	亀井 晴 美	大字黒谷二九―三
"	神谷 修 三	大字院内二四七
"	田中 重 徳	大字池谷六三
"	瀧山 昌 男	大字小田一八八
"	瀧山 敏 春	一八七
"	高淵 稔	一九九
"	丸山 隆 司	大字外邑六一
"	米山 登	二八一
"	米山 薫	七八
"	中土井 幸太郎	大字延興寺一二五
"	西澤 照 久	五―五
"	竹鼻 重 明	一三一
"	田中 吉 久	大字池谷三〇〇―一
"	井口 忠 忠	二九八
"	亀井 敬 敬	大字黒谷五八―六
"	岡野 治 夫	九七

神谷 彰 大字院内二三五
 山本 勝美 二六一
 上 山 英行 大字長郷一四九
 監 事 森 口 格 年 大字池谷二一二
 羽津川 省 吾 大字外邑二七一
 飯 野 隆 大字黒谷一〇三
 昭和六十二年八月二十三日就任 任期四年

鳥取県告示第七百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、北条砂丘土地改良区の定款の変更を昭和六十二年九月十七日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年九月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年九月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
中山町	土地改良総合整備事業（一般） 三谷地区区画整理	昭和六十二年三月二十五日
"	土地改良総合整備事業（一般） 三谷地区農道整備	昭和五十九年七月十四日
"	土地改良総合整備事業（一般） 三谷地区暗きよ排水	昭和六十年三月二十日

鳥取県告示第七百七十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年九月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町阿毘縁字上川床山二二八〇の一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

河川管理施設用地とするため

二 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町阿毘縁字横屋谷山二二九九の二、字椽塔二五〇七の

二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

河川管理施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七七十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年九月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市和田町字浜田灘東三の一四(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び米子市

役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七七十三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二十二條第一項の規定に基づき、昭和五十八年九月一日免許した共同漁業権について、昭和六十二年九月十四日変更の免許をしたので、次のとおり告示する。

昭和六十二年九月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 免許番号

海共第二号

二 漁業権者の住所及び名称

鳥取市賀露町一五三九一一九

気高郡気高町大字酒津三七一一二七

気高郡気高町大字八東水二七〇六

賀露漁業協同組合

酒津漁業協同組合

浜村漁業協同組合

三 免許の内容

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類

漁業の名称

漁業時期

第一種共同漁業

わかめ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

〃

てんぐざ

〃

〃

あまのり(いわのり)

〃

〃

ほんだわら

〃

〃

もずく

〃

"	いぎす	"	"	"
"	あわび	"	"	"
"	さざえ	"	"	"
"	いがい	"	"	"
"	はまぐり	"	"	"
"	あさり	"	"	"
"	ばい	"	"	"
"	かき	"	"	"
"	たこ	"	"	"
"	うに	"	"	"
"	なまこ	"	"	"

(2) 漁場の位置 鳥取市及び気高郡気高町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第八号とアを結ぶ線、アイ間最大高潮時距

岸最大一、五〇〇メートルの線、基点第十七号とイを結ぶ線及び最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域。ただし、基点第九号と基点第十号を直線で結ぶ線、基点第十一号とウからチまでを順次直線で結ぶ線及び陸岸によつて囲まれた区域、ツからヌまでを順次直線で結ぶ線及びヌとツを直線で結ぶ線によつて囲まれた区域、基点第十三号から基点十六号までを順次直線で結ぶ線及び陸岸によつて囲まれた区域並びにノからラまでを順次直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域を除く。

- 基点第八号 福部村と鳥取市の境界と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第九号 鳥取港西防波堤北端
- 基点第十号 鳥取港鳥ヶ島南端

基点第十一号	鳥取港第三防波堤北端
基点第十二号	鳥取港灯台の中心点
基点第十三号	気高郡気高町神岬北端
基点第十四号	酒津漁港東防波堤南端
基点第十五号	酒津漁港東防波堤北端
基点第十六号	酒津漁港西防波堤突端
基点第十七号	気高町と青谷町の境界と最大高潮時海岸線との交点
基点第三十六号	鳥取空港西側(北緯三五度三一分三八・〇三秒東經一三四度〇九分一七・三八秒)
ア	基点第八号から三二三四度四〇分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大一、五〇〇メートルの線との交点
イ	基点第十七号から〇度〇〇分(磁針方位)の線と最大高潮時距岸最大一、五〇〇メートルの線との交点
ウ	基点第十二号から九度三〇分(真方位) 四一〇メートルの点
エ	三度一〇分 " 四八二 "
オ	二九度三〇分 " 七七二 "
カ	三八度三〇分 " 一、〇三六 "
キ	三八度〇〇分 " 一、〇三八 "
ク	四〇度〇〇分 " 一、一一五 "
ケ	四四度二〇分 " 一、〇八六 "
コ	六五度三〇分 " 八〇八 "
サ	七〇度四〇分 " 七九〇 "
シ	八五度三〇分 " 八二八 "
ス	八二度二〇分 " 一、〇〇五 "

セ	八一度三〇分	〃	一、〇五二	〃
ソ	九四度〇〇分	〃	一、一七三	〃
タ	九四度一〇分	〃	一、一七一	〃
チ	一〇二度三〇分	〃	一、三〇四	〃
ツ	三〇七度三〇分	〃	七〇	〃
テ	三四一度〇〇分	〃	一九九	〃
ト	一二度三〇分	〃	三九八	〃
ナ	一五度〇〇分	〃	三九〇	〃
ニ	三四六度三〇分	〃	一八六	〃
ヌ	三一九度二〇分	〃	五七	〃
ネ	基点第三十六号から七八度五〇分	〃	六五〇	〃
ノ	ネとハを結ぶ直線と最大高潮時海岸線との交点			
ハ	基点第三十六号から七三度二〇分(真方位)六五六メートルの点			
ヒ	二〇度四〇分	〃	二四五	〃
フ	一六度三〇分	〃	二三九	〃
ヘ	一三度〇五分	〃	二二五	〃
ホ	一二度三〇分	〃	二〇八	〃
マ	三〇度三〇分	〃	六七	〃
ミ	三〇一度〇〇分	〃	一三〇	〃
ム	三〇六度一五分	〃	一三八	〃
メ	三〇〇度三〇分	〃	一六五	〃
モ	二九五度四五分	〃	一六〇	〃
ヤ	二七八度〇〇分	〃	八〇五	〃
ユ	二七五度五〇分	〃	八〇四	〃

ヨ 〃 二八五度一〇分 〃 一五〇 〃

ラ ヨとリを結ぶ直線と最大高潮時海岸線との交点

リ 基点第三十六号から二六三度五〇分(真方位)一五〇メートルの点

四 制限又は条件

なし

五 存続期間

昭和五十八年九月一日から昭和六十八年八月三十一日まで

鳥取県告示第七百七十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十二年九月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百七十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年九月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十一年一月七日 鳥取県指令受米土維第千号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市東福原字沖林ノ四

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市彦名町二六三四一

山 川 建 次

鳥取県告示第七百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年九月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三・五・十三号 祇園団地環状線

三 事業施行期間

昭和六十二年九月二十二日から昭和六十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 米子市祇園町二丁目、陰田町及び祇園町二丁目から陰

田町までの地先公有水面

2 使用の部分 なし

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

昭和62年 9月22日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
学科試験	昭和62年11月20日（金）	鳥取市南吉方一丁目71-3
	午前10時から正午まで	
実地試験	昭和62年11月20日（金）	鳥取県理容美容高等専修学校
	午後1時から	

2 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者（クリーニング

が業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により学校教育法第47条に規定する者とみなされる者を含む。）

3 試験科目

(1) 学科試験

- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識
- ウ 洗濯物の処理に関する知識
- (2) 実地試験

ア 洗濯物の処理に関する知識（薬品の鑑別及び洗濯物の仕分け）

イ 洗濯物の処理に関する技能（染み抜き及びアイロン仕上げ）

4 受験手続き

(1) 提出書類

- ア 受験願書
- イ 履歴書
- ウ 写真（手札形とし、出願前6月以内に正面脱帽で写したのもの。なお、裏面に氏名及び生年月日を記入すること。）

エ 受験資格を有することを証明する書類

(2) 受験願書の提出先

ア 鳥取県内に住所を有する者は、その住所地を管轄する保健所

イ 鳥取県外に住所を有する者は、鳥取県衛生環境部衛生課

（郵便番号680鳥取市東町一丁目220）

(3) 受験願書の提出期間

昭和62年10月26日（月）から同年11月6日（金）まで（郵送の場合）は、普通書留とし、昭和62年11月6日までの消印があるものは、有効

とする。）

5 試験手数料及びその納付方法

(1) 試験手数料 7,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印をしないこと。

(3) 納付した手数料は、返還しない。

6 試験場に持参するもの

(1) 学科試験

受験通知書及び筆記用具

(2) 実地試験

アイロン仕上げのできる長さでのワイシャツ（綿の混入率が35パーセント以上のものに限る。）

7 その他

(1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。

(2) 試験について不明な点がある場合は、住所地を管轄する保健所又は鳥取県衛生環境部衛生課（電話0857-26-7186）に照会すること。

(3) 文書によつて照会する場合は、60円切手をはった返信用封筒を同封すること。

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

昭和62年9月22日

鳥取県収用委員会 会長 山 村 博

- 1 起業者の名称
日本道路公団
- 2 事業の種類
高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線新設工事（江府インターチェンジ～米子インターチェンジ間）及びこれに伴う附帯工事
- 3 収用の裁決手続に係る土地並びに土地所有者及び関係人

所 在 地 番	土 地		全筆の地積 (㎡)		収用の裁決手続に係る部分の面積 (㎡)	土地所有者	氏 名	住 所
	地 目	現 況	土地登記簿上のもの	実 測				
米子市日下字伊原 622番2	原 野	雑種地	91.00	99.00	99.00	松波 収	米子市福万503番地	米子市日下685番地
"	"	"	90.00	90.00	90.00	"	"	"
"	宅 地	私 道	67.72	67.00	67.00	"	"	"
"	田	雑種地	1,295.00	1,286.00	658.00	"	"	"
"	"	"	95.00	159.00	159.00	"	"	"
"	畑	畑	505.00	658.00	425.00	山根鹿雄	米子市日下546番地	米子市福万503番地